

山口県報

平成 27 年
10月16日
(金曜日)

目 次

○告示	一
特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しなければならぬ区域の指定の解除(環境政策課)	一
保安林の指定(萩市)(森林整備課)	一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)	二
○公告	三
国土調査の成果の認証(政策企画課)	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	三
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	四
県営大谷口地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)	五
周南都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)	五
岩国都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	六
○選管告示	六
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	六

山口県告示第三百六十九号



土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有

害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第百十六号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

山口県告示第三百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
萩市大字高佐上字大迫七二、七六、七八、一四九、一五〇、一五三七、大字上小川西分字三通田四五五、四五六、四五八の一から四五八の三まで、四六〇、四六一、字下谷迫五八四の三、五八四の四、五八五、字芋ヶ埜五八九から五九一まで、五九二の一、五九三、五九三の一四、五九三の一五、五九五、五九七、五九八、五九九の一、五九九の二、六〇〇、六〇一、六〇三から六〇六まで、六〇八、六一〇の一、六一〇の二、六一一、六一二の一、六一二の二、二九四五、二九四七の一、二九四八、二九五〇、二九五二、二九五三、二九五五、二九五七から二九五九まで、字平蔵口六一三、六一四、六一四の一、六一五、六一六、字谷迫六一二の二、六三三、字小谷六四〇から六四二まで、六四四から六五二まで、六五五から六五七まで、一〇六七、一〇六八、一〇七一から一〇七七まで、一〇七九から一〇八一まで、字小谷竹ノ浴一〇八三、字平蔵口上二九三六から二九三九まで、二九四〇の一、二九四〇の二、二九四二、二九四四、字平蔵口下二九六〇、二九六一、二九六四、二九六六、大字吉部下字財目谷二八一〇の二、字松原二八八九の一、字引地ヶ迫二九二二の一

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字高佐上字大迫七二・大字上小川西分字三通田四五・四五八の一・字平蔵口六一五・字小谷六四七・六四八・一〇七七・字平蔵口下二九六四・二九六六(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、県道美祢油谷線四号橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道美祢油谷線四号橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)
- (一) 工事場所 長門市油谷河原字柵山内地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
PC三径間連続ポステンション合成桁形式橋りょう	一一一・〇メートル	九・二メートル(車道六・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十七年十月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(プレストレストコンクリート工事の数値が千五百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。)

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十七年十月十六日から同年十一月九日までの午前九時から午後四時三十分

まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年十一月三十日まで発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県長門土木建築事務所(電話〇八三七―二二―二九二〇)にすること。



(二九四) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十五年四月二十二日から平成二十六年十一月二十七日まで	下関市地籍図	彦島塩浜町三丁目、彦島杉田町二丁目、彦島田の首町二丁目、彦島弟待町三丁目、彦島向井町一丁目及び彦島向井町二丁目の各一部
下松市	平成二十五年五月二十三日から平成二十七年三月四日まで	下松市地籍簿	大字来巻の一部

二 認証年月日

平成二十七年十月十六日

(二九五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年十月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 とりで

代表者の氏名 金本 秀韓

主たる事務所の所在地 周南市城ヶ丘二丁目一〇番三六号

三 定款に記載された目的

社会的養護を必要とする子どもたち、また地域の家庭に対して、相談、支援を行うことで児童家庭福祉、並びに地域福祉の増進に寄与すること。

(二九六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年十月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 若者住宅支援協会

代表者の氏名 原田 浩二

主たる事務所の所在地 山口市大内御堀三六一七番地の一定款に記載された目的

三 定款に記載された目的

就労や住宅の問題で県外に出て行ってしまおう若い世代に山口に定住していただく

め、高齢者の方等から安く空き家を提供してもらい、若者が好む家へ安くリフォームを行いその家を若い世代に提供したり、就労の問題やその他生活相談等の山口への定着支援事業、空き家の有効活用や空き家が荒れるのを防いだりする等の空き家対策支援事業を行うことにより山口県の活性化に寄与すること。

(二九七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年十一月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ピアサポートセンター 香生の里
代 表 者 の 氏 名 藤田 擴
主たる事務所の所在地 萩市大字椿五九八番地の一

(二九八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十七年十月十六日から平成二十八年二月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス幡生店
所在地 下関市羽山町一三三二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
ダイワロイアル株式会社 東京都千代田区飯田橋一丁目一八番二号 原田 健
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称)ダイレックス下関羽山店	ダイレックス幡生店

四 届出年月日

平成二十七年十月五日

五 変更年月日

平成二十七年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグストアモリ新下関店
所在地 下関市秋根北町九番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信
モリ

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称)ドラッグストアモリ新下関店	ドラッグストアモリ新下関店

四 届出年月日

平成二十七年十月五日

五 変更年月日

平成二十七年十月一日

(二九九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十七年六月五日山口県公告(一七〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月十六日から同年十一月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 株式会社山口井筒屋山口店
 所在地 山口市中町三番三号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(三〇〇) 県営大谷口地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営大谷口地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
 県営大谷口地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 平成二十七年十月十九日から同年十一月九日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(三〇一) 周南都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
 周南都市計画道路三・四・百六船戸三太線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
 光市大字浅江
- 三 変更の内容
 区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
 平成二十七年十月十六日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課

- 一 都市計画の種類及び名称
 周南都市計画道路三・五・百十一川園線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
 光市大字浅江及び木園一丁目
- 三 変更の内容
 区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
 平成二十七年十月十六日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課

- 一 都市計画の種類及び名称
 周南都市計画道路三・四・百十七花園島田線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
 光市木園一丁目
- 三 変更の内容
 区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
 平成二十七年十月十六日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課

(三〇二) 岩国都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画風致地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画風致地区錦帯橋風致地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(三〇三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 工区に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字国信及び字下国信（第二工区）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字下田布施七二〇番地の三
株式会社ジューケン



山口県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年十月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異年月日)
			新	旧	
維新の党衆議院山口県第一選挙区支部	高思 勉	会計責任者	國本 宏治	坂垣 聡	平成27、 9、1
維新の党山口県総支部	片山虎之助	〃	〃	〃	〃
自由民主党山口県歯科医師連盟支部	小山 茂幸	代表者 会計責任者	小山 茂幸 角 真人	右田 信行 森本 博士	〃 〃 /5
石井みどり山口県後援会	〃	代表者 会計責任者	小山 茂幸 角 真人	右田 信行 森本 博士	〃 〃 〃
青山会	高思 勉	〃	國本 宏治	坂垣 聡	〃 〃 /
たかむら勉君を育てる会	諸木 保彦	〃	〃	〃	〃 〃 〃
山口県歯科医師連盟	小山 茂幸	代表者 会計責任者	小山 茂幸 角 真人	右田 信行 森本 博士	〃 〃 /5

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出

があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年十月十六日

山口県選挙管理委員会 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
有道典広後援会	高橋 政章	有道 玲子	美祿市大嶺町東分3164の4	平成26/12/31
白松博之後援会	鈴木 一夫	浅野 隆造	阿武郡阿武町大字宇生賀4009	” ” ”
杉山憲生後援会	杉山 憲生	村田 伸一	岩国市周東町上久原2338の4	” ” ”

平成二十七年十月十六日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁